

# 令和4年第11回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 13時29分から14時01分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原	心一			
会長職務代理	3番	小松	和啓			
委員	1番	山内	茂	4番	藤原	新市
	6番	竹村	純吉	7番	三谷	富重
	9番	三木	克司	10番	岡本	博臣
	12番	西岡	久	13番	森田	良彦
	15番	五百蔵	純太	16番	門脇	義人
	18番	宗石	大輔	5番	堤	昭雄
				8番	西村	広幸
				11番	竹平	豊久
				14番	上島	陽子
				17番	岡田	修一

4. 欠席委員 (1名)

2番 山崎 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	非農地証明願いについて
第3号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
第4号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第5号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第6号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島 進
事務局次長	岡村 昭彦
事務局係長	川村 周作
事務局主幹	高月 陽生
農地主事	森本 宏

7. 会議の概要

事務局

開会(13時29分)

それでは皆さんお揃いになりましたので、ただ今から始めたいと思います。まず、資料の確認をお願いします。まず議案書がいつていると思います。続いて農地法第3条調査書、縦長の分がいつてます。それと写真資料ということで、最後に利用権設定等申出書ということで、皆さんありますでしょうか。無い方はちょっと、大丈夫。はい。

それではただ今から令和4年第11回農業委員会総会を開催いたします。

香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。

議長

はい、皆さんこんにちは。今日は定例会ということでそれぞれ皆さん方ご出席いただいて有難うございます。だいぶ涼しくなりました、皆さん方もです

ね、体調の方十分にお気をつけていただきたいと思います。また、先頃の先般市長との話し合いの中におきまして、ご出席をいただきました皆さん方には本当に感謝申し上げますし、また皆さん方から色々なご意見を出していただきまして、市長の方にも訴えをしましたが、また今後ともその要望をしてある件につきましてですね、市長と会うたんに、またご無理なお願いをせなあいかんというふうなことも考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思ひます。

今日はですね、格段難しい問題も無いと思ひますが、よろしくお願いをしたいと思ひます。

それでは令和4年の第11回の定例会を開催をしますので、よろしくお願いを致します。それでは今日はですね、議事録署名人につきましては、上島委員、そして五百歳委員にお願いをしますのでよろしくお願いを致します。

最初に調査書、議案書等についてですね、訂正がありませんので暫時進めていきたいと思ひますので、よろしくお願いを致します。それでは資料の議案書に沿ひまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

## 事 務 局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町中野字浦新田129番1、地目は田、面積は608㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,778㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,154㎡、譲渡理由は贈与(親族)、譲受理由は受贈(親族)、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐古藪字ドラメン410番、地目は畑、面積は300㎡、外1筆、計2筆で合計面積574㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,987㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2、10a当たり174,216円で総額100,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町永瀬字東川723番、地目は畑、面積は161㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は農業縮小(労力不足)、譲受理由は経営規模拡大、資料は3、10a当たり200,000円で総額32,200円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町永瀬字東川724番1、地目は畑、面積は264㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,721.78㎡、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は経営規模拡大、資料は4、10a当たり200,000円で総額52,800円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町永瀬字東川724番ロ、地目は畑、面積は59㎡、外2筆、計3筆で合計面積580㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,721.78㎡、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は経営規模拡大、資料は5、10a当たり200,000円で総額116,000円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町西川字谷ノ畝乙250番、地目は畑、面積は180㎡、外2筆、計3筆で合計面積662㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,323㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は6、10a当たり75,529円で総額50,000円です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町西川字休場乙309番、地目は畑、面積は374㎡、外1筆、計2筆で合計面積413㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,323㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は7、10a当たり169,492円で総額70,000円です。

8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百歳字向ヒ山1162番、地目は田、面積は942㎡、外1筆、計2筆で合計面積2,234㎡、

譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は 3,241 m<sup>2</sup>、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は経営規模拡大、資料は 8、10 a 当たり 150,000 円で総額 335,100 円です。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 以上、議案第 1 号につきまして報告がありました。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請ですが、皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。

委員 (5 番) はい。

議 長 はい、堤君、どうぞ。

委員 (5 番) 1 番の受け人の方の苗字の読み方を。

事務局 おうじ。■■■■の■と■■■■の■

議 長 他にありませんかね。  
写真を見ますと耕作放棄地になっちゅうようなところもありますけれども、高齢化してですね、よう作らなくなったものを今度規模拡大というふうなことで、受人が申請が出ておりますので、今度ではですね、そこを耕作をしていただけるものというふうに判断をしておりますが、何かご質問はありませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので採決にはいりたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——— 異 議 な し ———

議 長 それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請ですが、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
引き続きまして、議案第 2 号非農地証明願いにつきましての説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号 非農地証明願いについて説明致します。  
1 番、申請地は土佐山田町植字マエヤマ 1 2 5 8 番 4 7、地目は畑、面積は 2 8 4 m<sup>2</sup>、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「本申請地は、平成 7 年に分筆した頃から農地として利用しておらず、特に手を加えることもなく、荒れた状態となり、現在に至る。」調査員は堤委員で資料は 9 です。以上です。

議 長 調査員の堤さんから補足説明をお願いします。

委員 (5 番) はい、資料の 9 を見て下さい。現地は土佐山田スタジアムの北側、スタジアムの駐車場の進入路の横になります。9-2 の①をご覧ください。ここの進入路と

どうか、家から裏へ出ていくしか方法がないそうですが、この家をもう人に貸してあると、いうことで中へは入っていただけませんでした。横から見た写真ですが、もう山林そのもので周りも山林になっておりますので問題無いと思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号の非農地証明願いについての補足説明までありましたので、ただ今より、議案第2号について質疑を行いたいと思いますので、何かご質問があればお願いをしたいと思います。格段ありませんか。

写真を見ますと資料の9-2、上段も下段もですね、完全のこう山林化しておるといふような状況になってます。ここ、堤君、ちょっと何や高い。山になっ  
ちゅう。

委員(5番) はい、山になってます。擁壁みたいになってますのでフェンスの上は、ちょっと横から上がれません。

議 長 畑であれば耕作もできやすいかもわからんけども、ちょっとこう山になって法がついて勾配があるようなところですのでなかなか前からいろんな耕作をせずにそのままになってきて山林化したというふうな状況に伺えます。何かご質問があれば受けたいと思います。格段ありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
引き続きまして議案第3号、農地法第4条の規定による届出の報告につきまして、報告をお願いします。

事 務 局 報告第3号 農地法第4条届出報告について説明します。  
1番、申請地は上佐山田町字前山361番4、地目は畑、面積は823㎡の内30.4㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、資料は10で、調査員は事務局川村です。以上です。

議 長 はい、説明が終わりましたので、議案第3号につきまして皆さん方より、質問を受けたいと思いますが、何かありませんか。

市街化区域内のですね、現状畑ということになってますが、そこに墓地を作るということですが、市外化区域内ですので報告案件になっております。皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思います。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので議案第3号につきましては、報告のみとさせていただきます。

引き続きまして議案第4号農地法第5条の規定による届出の報告につきまして説明

をお願いします

事務局

報告第4号 農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町東本町5丁目104番、地目は田、面積は9.91㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は一般住宅用地、資料は11で調査員は事務局川村です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠日字神明809番2、地目は畑、面積は297㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造平屋建て住宅1棟、資料は12で調査員は事務局川村です。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町西本町4丁目83番、地目は畑、面積は234㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造スレート葺平屋建て住宅1棟、資料は13で調査員は事務局高月です。

以上です。

議長

議案第4号につきまして、説明がありました。皆さん方より、ご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

委員(9番)

いいです。

議長

はい、どうぞ。

委員(9番)

11番の2の①の写真を見ますと、その間にはブロックも前についてますし、写真では中に隙間があるように見えんですが、実際はあるがですか。

事務局

この104のところはずっと東の方へずっと続いてかかっているような感じで、前農地で残ってるのでほぼ後ろの家とですね、隣接してるような感じにはなってますけど、前の家のところはかかっているような感じになっているのでほぼ隙間がなかなかあるような感じで無くて家の中、家に含まれるような感じの農地になってます。

委員(9番)

これから家建てるんじゃおか、それにしたらおかしいなあ言うてここでちょっと話をしたもんですから。はい、どうも。

委員(8番)

これ非農地、非農地の方にせんといかんがやないかな。5条使うよりかは。

事務局

これは届けですので市街化のところ受受理通知で農地で無いということに地目を変えたいと。家があるので、ちゃんときれいな形に地目をしたということ、許可やったら県の権限が要りますけど、これ市外化ですので、受受理通知で終わるといことです。

議長

こういう場合には、例えば家を建て替えるとかその時に今の残っちゅう土地と一緒に宅地化するとかそういうことじゃないがです。そうじゃない。

家を建て替えるのに、そこの敷地まで宅地を家を建てる面積を増やしたいと、ほんで今残っちゅうところについて、農地で残っちゅうかどうか知らんけども、家も11-1の航空写真を見たらよ104と書いちゃうんか。その部分も残っちゅうところも含めて今度家を建てたいとか、いうことの申請じゃないがですか。

事務局

家を建てるとかじゃなくて、11-1を見たら■■さんとそれから■■さんという所有者になってますので、これが今所有者■■さんという方が、ここ2筆に分けてもう売ってるといこと、まだこの104だけ■■さんの所有になってますので、■■さんの家の一部になってるところを自分のものにといこと

で所有権移転というようなかたちです。元々は■■■さんがこの■■■さんも■■■さんのところも1筆持ちこったんですけど、それが分筆したけど残ってたということで、■■■さんのまだ所有になってると、それで■■■さんの物にしたいということで出ました。

議 長

説明わかりましたかね。はい、わかりました。議案第4号につきまして、説明がありましたが、他に質問が無ければですね、この件につきましても市街化区域内のものであって報告案件になってますので報告のみとさせていただきたいと思えます。

続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いを致します。

事 務 局

議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

1番、再設定で、土佐山田町戸板島の農地、2,093㎡を■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

2番も再設定で、土佐山田町山田の農地2筆、合計5,876㎡を■■■の■■■さんが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

3番も再設定で、土佐山田町岩積の農地、1,727㎡を2番と同じ■■■さんが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

4番も再設定で、土佐山田町戸板島の農地、4,530㎡を2番、3番と同じ■■■さんが借り受け、野菜、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

5番は新規設定で、土佐山田町新改の農地、2,610㎡を■■■の■■■さんが借り受け、オクラを栽培します。賃貸借権で期間は7年です。

6番も新規設定で、土佐山田町中野の農地4筆、合計5,613㎡を■■■の■■■が借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

7番も新規設定で、土佐山田町山田の農地2筆、合計3,984㎡を6番と同じ■■■が借り受け、ソルゴーを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

8番も新規設定で、土佐山田町岩積の農地、3,838㎡を6番、7番と同じ■■■が借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

9番も新規設定で、香北町美良布の農地2筆、合計1,339㎡を■■■の■■■さんが借り受け、野菜を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

10番も新規設定で、香北町朴ノ木の農地2筆、合計2,205㎡を■■■の■■■さんが借り受け、水稲、栗を栽培します。使用貸借権で期間は1年です。以上です。

議 長

議案第5号の説明がありました。ただ今より質疑を行いたいと思えますのでご質問がある方はお願いをしたいと思います。

はい、西村委員。

委員（8番）

申請番号の5番と10番のところですけど、その借っちゃう人の経営面積がありませんけど、これは新規就農ですか。それとも市外のどっかで耕作してますか。

2つ、5番と10番。10番なんかは水稲と栗とやってますけど、借るに1年契約ですけど、栗なんかの場合は何か1年じゃあ収穫出来んと思えますけど、その点、どういう計画でやりゆうか。

事 務 局

すいません、事務局から補足説明させていただきます。5番については受ける人の、■■■さんについては年齢29歳で農作業従事が310日、常用トラクター、管理機、軽トラックを持たれてまして、主には利用権設定してここのオクラを作るということで、今農地は持たれてない状況ではあります。そこでそこに

は記入はありません。若い方で就農される方になります。

それと10番につきましては、香北町朴ノ木の空き家の方へ市外から、地元  
のその■■■さんの娘さんと一緒に移住してくる方の家の前なので、栗もその  
ところちょっと確認もしますが、利権設定して耕作をしたいと家の前で耕  
作をしたいということがありまして、まだ、一緒に住まれて、どこまで購入  
されてるかわかりませんが、もし購入されたら義理のお母さんなる方の農地  
を借りてやるということなので、死んだときはいずれなる可能性がある方が耕  
作をされるということで1年で結んでますが、今後もそれを延長する可能性  
もありまして、農地を買う予定でもありますので、以上になります。よろしくお  
願いします。

議 長 説明がありましたけれども、今の説明で納得がいかんとか、まだ質問をした  
いという人がおいでたらですね、是非質問をしていただきたいと思います。新  
規就農者ということですね、それぞれ事情もあろうかと思えます。10番の  
人については、1年間の契約ということで、栗が中に入っちゃうということは  
義理のお母さんになる人が作られておいて、それを管理をし、そしてですね、ゆ  
くゆく1年やってみて、本人のどういうか、納得がいくというか思いが叶えば  
ですね、引き続いてやられるかもしれませんが、そういうことで農業委員会を  
通じてしていただけないというふうに判断をしますが、何か他に質問があれば  
受けたいと思います。29歳ということですね、新規就農者といってもおかし  
くないとは思いますが、こうした人が、香美市に来ていただいて、農業を継い  
でいただけるってということについては非常に有難いことだと思いますので、近  
所の皆さん方、農業委員、推進委員の皆さん方で、ご近所の人、その地域の担当  
の人がおいでたらですね、是非見守っていただき、また指導できるところはご  
指導いただけたら非常に有難いというふうに思います。

何か他に質問はありませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか  
ね。

———異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第5香美市農用地利用集積計画についての諮問でありま  
すが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは続きまして議案第6号、その他の件となっておりますが、何か準  
備してますか。

格段無いようですので、一旦ですね、この定例会はこれで終了させていただ  
き、引き続いて最適化推進委員との皆さんとの話し合いというか、したいと  
思います。時間的に5分程度休憩をして再開をしたいと思っておりますのでよろしく  
お願いをしたいと思います。

閉会 (14時01分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心 一 (原)

署名人 上 島 陽 子 (島)

署名人 藤 百 枝 純 太 (藤)